

一時保護所における現状と課題

東京都児童相談所 第三者委員 弁護士 古谷健太

ひと・まち社の「子どもの自立と支援に関する聞き取り調査」では、児童相談所退所者への支援や一時保護所入所者の権利擁護について課題があることが分かった。一時保護所については2019年3月に第三者委員から子どもの管理に重点が置かれているとの意見が出され、都は2020年3月には支援改善検討会で「児童の最善の利益を最優先に考慮する」との基本を改めて確認する報告書をまとめた。23区の各区に児童相談所が設置されることとなり、地域住民が理解を深め、子どもの権利を守る視点が必要なことから、一時保護所のしくみ、現状と課題を知り、地域活動を進めるためのきっかけとするため、東京都の第三者委員である古谷健太弁護士より寄稿していただいた。

1 はじめに

私は東京都の児童相談所の一時保護所の第三者委員に任命され、現在4年度目の任期中である。なお、第三者委員の制度は私を含めた4人の弁護士が初期メンバーとして任命されたため、私の任期期間がそのままこの制度の発足からの期間ということになる。つまり、まだ発足してさほどの年月は経っていないということになる。そしてこの4年間で変化のあったこと、変化のなかったところと様々である。

2 任命初年度

私が第三者委員に任命された当時の一時保護所の印象を一言で言うとなると「閉塞感」という言葉が当てはまると思う。子どもたちは色々な事情があって保護所に入所してくるのであり、その名目は「保護」であるが、現実的には親族との関係を絶ち、地域との関係も断絶されているのであるから、子どもたちが感じる閉塞感はかなりのものである。それと同時に、保護所のハード面での問題として「建物」それ自体にも閉塞感を感じた。子どもだけではなく、そこで仕事をする保護所の職員の方々も閉塞感を感じていたのではないと思う。

そんな中で、私たち第三者委員は保護所内の子どもたちの人権擁護のため、第三者の立場から子どもたちの人権が保護所内で確保されているかを監督し、助言をする立場にある。

まず前提として、一か所に留まることを強要すること自体が人権侵害だと言ってしまえばそれまでであるため、その中でどれだけの人権擁護を成すかが問題となっていた。

細かなところから言えば、ご飯をおかわりの制限、保護所内での日常会話の制限、職員らからの叱責等の問題、長期間・過剰収容、と問題は多岐に亘っていた。

3 現在

第三者委員制度が導入されてから4年、保護所内の環境はかなり改善の方向に向かっていると思う。これも保護所内を良くしようとする所長を始めとした保護所の職員の皆様の努力の賜物と思っている。また、臆せず意見を出してくれた入所児童たちが勝ち取ったものとも評価できるかもしれない。

私に関わってから、子どもたちから挙がってくる声は年々変化があり、当初は保護所内の問題について率直な意見を述べ、私も聞きながら「そんな状態なの？」と思わず聞き返してしまうようなことがあったが、そういったものも段々と減り、現在は保護所に入所している児童間でのちょっとしたトラブルの相談などが増えてきた。つまり、保護所自体に対して不満を持っている児童は減っている印象である。もちろん、自宅に帰りたいという児童が大多数であり、自分が入所していることに納得している児童の数は少ないため、根本には退所を求める意思が心にあるため、保護所での生活を全面的に受け入れているというわけではない。

4 今後の課題と地域としての関わり方

児童相談所一時保護所において、私がこの4年間見てきて最も根深く、またもっとも解決困難と思われるのが「過剰収容」である。どの保護所においても収容率100%超えは当たり前、むしろ100%を切ることは年に数回あるかないかの珍しい事態である。これが常態化していることがまず異常と考えるべきことである。過剰収容がもたらす問題は数多く、入所児童の数が増えれば児童間のトラブルは当然に増える、また児童に対応する職員数に限りがあるため手が回らないという現象が発生する結果として「管理」の側面が強くなり、入所児童の自由を過剰に制限していくことが安易になされかねない。

では、この過剰収容はなぜ発生するのか、入所すべき保護の必要性の高い児童の増加と、いざ入所した児童が退所する場所がなく長期間に亘る入所を余儀なくされているのが原因である。

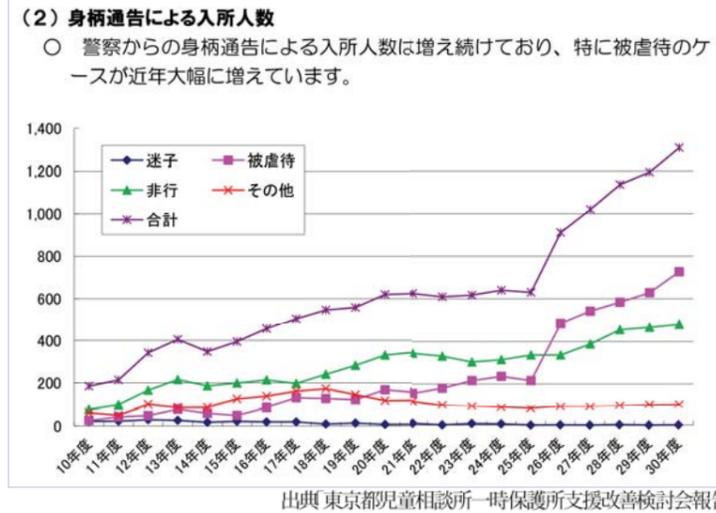
保護所内における全ての問題の根本にあるのがこの「過剰収容」と言っても過言ではないと言えるくらい状況である。

この根本的な問題を解決するためにはどうしたらいいのか、その解決は容易ではない。

なぜならば、保護の必要性がある児童は一向に減らないからである。



社会全体として、虐待等を受けている児童を発見し、速やかに警察や児童相談所へ報告する、その結果保護所への入所がなされることになるが、これはいわば虐待等が発見する流れが完成されているが故に生じるジレンマでもあり、極端なことを言えば虐待等を見逃すことが社会全体の流れとなっていれば保護所の過剰収容は発生しない。しかし、そういうわけにはいかないのはもちろんのことである。



違った方面から過剰収容について考えてみると、児童数が多いのであれば職員の数を増やしたり、施設そのものを拡張すればいいという解決方法もある。しかし、これも容易ではない。

最近になって、区が設置した児童相談所が設置されることになったが、端的に言えば東京都の児童相談所が対応することとなる児童が分散し、今まであった保護所の負担が減るかのように思えるかもしれない。しかし、実際には入所児童数当に大きな変化はないのが現実だ。

では、根本的な解決としてどうすべきかという話になる。我々弁護士もそうであるが、弁護士が必要とされるのは世の中に紛争があるからである。企業間であったり、夫婦間であったり、犯罪が起こったり、人が亡くなって遺産で争ったり、といった具合である。

私は事件解決の際に依頼者から「また何かあったら」という話をよくされるが、いつもこう答える。「弁護士なんて関わることがないのが一番幸せですよ」と。つまり、根本になる問題が発生しなければ弁護士の出番など存在しない。転職を考えなければならない事態であるが、世の中が何の問題もなく動くのであれば、それは社会としては幸せなことである。

これを児童相談所の問題と並行して語ることが正しいかは多少の不安はあるが、つまりはそもそも保護を必要とすべき児童が減るとい解決方法を取る以外に過剰収容という全ての元凶ともいえる状況は解決しないのである。

では、社会としてどうこれに向き合っていくか、これも難しい話である。虐待や育児放棄という場面に遭遇しても、

一般的にやれることとすれば通報することくらいであるため、結局今までと変わりはない。

ただし、児童相談所の一時保護所に入所している児童の親の中には、我が子への対応について後悔をしている者も少なくないし、もっと早い段階で適切な場所、適切な相手に相談をしたり、頼れる親族や友人等がいれば、児童相談所に関わる必要なく問題解決に至れる家庭も一定数存在すると私は考えている。そういった家庭が増えれば当然であるが一時保護所への入所は避けられるし、収容児童の数も減少していくことになる。

また、一旦保護所に行くことになった児童の帰る場所を確保することも重要である。それが叶わずに長期入所を余儀なくされ、結果として保護所の人員を圧迫することとなる。

保護所に入所することとなった児童が家に戻る、すなわち保護所を退所するためには児童と親の間を児童相談所が取り持ち、家に戻しても大丈夫な環境を調整できるかどうかにかかっている。時には親との同居も諦め、祖父母の家に帰る等別の方法を取る児童もいるが、これも環境調整の一つの手段である。

しかし、児童相談所に児童が保護されることに對し、納得のいかない親は保護所との協議においても反発し、怒りをぶつけたりもする。結果として環境調整も奏功せず、入所期間が長引いてしまうことになる。



そこで、児童の退所に向けてどうすべきか、家庭としてどうしていくべきかを相談し、助言できるシステムを社会の中に整えることも必要と考えられる。

5 終わりに

児童の権利擁護を果たすこと、それは児童相談所の一時保護所に課せられた任務であるが、その前提として社会内・家庭内での児童の権利が守られていないことから一時保護所への入所というステップを踏んでしまうことになる。この根本的な問題の解決策は通報があつて初めて事態を把握できる警察や児相ではなく、未然に地域として暮らす人々が解決できれば、これに勝る素晴らしいものはないと私は思っている。